

申請時によくあるご質問 【第12回公募以降対象】

「公募要領」、別紙「参考資料」、「応募時提出資料・様式集」を必ずご確認ください。

1. 総論

- Q1-1 補助金が交付されるまでの流れを教えてください。
 Q1-2 審査結果はいつわかりますか。
 Q1-3 提出した書類等が公開されることありますか。
 Q1-4 実績報告書(事業完了報告)の提出にあたり、何が必要ですか。
 Q1-5 商工会地区と商工会議所地区的どちらの窓口へ申請したら良いですか。
 Q1-6 商工会議所地区と商工会地区の窓口が2つありますが、双方に申請した場合は、どうなりますか。
 Q1-7 自社が商工会地区と商工会議所地区のどちらに該当しますか。
 Q1-8 事業支援計画書(様式4)発行の受付について、具体的な手続きはなんですか。
 Q1-9 補助金の採択・不採択について、会社名は公表されますか。
 Q1-10 不採択となった場合、次回の公募に応募できますか。
 Q1-11 採択発表はどのようにされますか。

P.1

2. 補助対象者について

- Q2-1 商工会、商工会議所の会員以外でも、応募できますか。
 Q2-2 士業を営んでいますが、補助の対象になりますか。
 Q2-3 派遣社員は「常時使用する従業員」に含まれますか。
 Q2-4 これから開業する人は対象となりますか。
 Q2-5 申請期間中に個人事業主から法人に変更予定ですが、申請はできますか。
 Q2-6 屋号/法人が複数ありますが、どの屋号/法人で申請すればいいですか。
 Q2-7 以前、持続化補助金で採択を受けましたが、今回の申請はできますか。
 Q2-8 以前、持続化補助金の卒業枠で採択を受けて、補助事業を実施したが、従業員数が減ったので今回の申請はできますか。

P.2

P.3

3. 補助対象事業・経費

- Q3-1 本店と支店がありますが、支店で補助事業を行う場合も対象となりますか。
 Q3-2 支店で補助事業を行う場合、常時使用する従業員の数え方はどうなりますか。
 Q3-3 商品サンプル試供品製作は対象ですか。
 Q3-4 ホームページ制作は対象となりますか。
 Q3-5 他の補助金との併用はできますか。
 Q3-6 海外で実施する事業は対象となりますか。
 Q3-7 「汎用性があり目的外使用になるもの～」とは、具体的にどのようなものですか。
 Q3-8 公募要領に記載のないものを購入等する場合、補助対象か分かりません。
 Q3-9 ホームページ作成を業者に依頼する場合の経費区分はなんですか。
 Q3-10 ホームページに掲載するバナー掲載(ネット広告)の経費区分はなんですか。
 Q3-11 システムの購入や開発等に係る経費はウェブサイト関連費ですか。

P.3

P.4

Q6-17 事業期間中に特別枠から通常枠に変更できますか。	P.10
Q6-18 賃金引上げ枠(赤字事業者も含む)、卒業枠について、補助事業終了時点において要件を満たさない場合、補助金の交付は行われますか。	
Q6-19 インボイス特例は、インボイス対応のためのPC及びプリンターなどの周辺機器も補助対象になりますか。	
Q6-20 インボイス制度とはどのようなものですか。	
Q6-21 インボイス特例について補助事業終了時点において要件を満たさない場合、補助金の交付は行われますか。	P.11
7. J グランツについて	
Q7-1 J グランツの登録方法等詳細の問い合わせ先はどこですか。	P.11
Q7-2 一時保存しているが、次回申請時に一時保存の情報を活用できますか。また、一時保存のまま締切を過ぎてしまった申請内容は、別の回で参照することはできますか。	
8. その他	
Q8-1 補助事業終了後、補助金により購入したものを他者に売ったり貸したりすることはできますか。	P.11
Q8-2 パワーアップ型加点とはどのようなものでしょうか。自社の事業は加点対象となりますか。	
Q8-3 政策加点審査とはどのようなことですか。	
Q8-4 商工会・商工会議所の窓口の受付時間を教えてください。	P.12

認した上で、加点を行います。

○地域資源型

地域資源※等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業のたち上げを行う計画

※地域の特産物である農林水産品、地域の伝統工芸品、産業集積に由来した鉱工業品やその技術、観光資源、その他地域に由来すると企業が認識する資源などを意味する。

○地域コミュニティ型

地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービス※を提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画

※地域の雇用確保(少子高齢化対策)なども含まれる。

※申請時に、経営計画書(様式2)のパワーアップ型加点欄に上記の取組を行う計画を記載することが必要となります。

Q8-3 政策加点審査とはどのようなことですか。

A8-3 「重点政策加点」として①赤字賃上げ加点、②事業環境変化加点、③東日本大震災加点、「政策加点」として、①パワーアップ型加点、②経営力向上計画加点、③事業承継加点、④過疎地域加点があります。それぞれの要件等は、[公募要領](#) P.24～P.28「7. 採択審査 審査の観点 III. 加点審査」をご確認ください。

Q8-4 商工会・商工会議所の窓口の受付時間教えてください。

A8-4 各地域の窓口により異なりますので、お近くの窓口にご確認ください。